

件名	障害者自立支援法施行条例
主管課	障害福祉課(健康増進課)
根拠法令等	障害者自立支援法(17年11月7日公布 18年4月1日施行)
<p>【制定の概要】</p> <p>障害者自立支援法が施行されることに伴い、必要な事項を規定する。</p> <p>1 障害者介護給付費等不服審査会の設置</p> <p>(1) 組織 委員10人以内</p> <p>(2) 審査会への諮問事項 法第97条第1項の市町村の介護給付に係る処分に対する審査請求。ただし、次のものを除く。 不適法で却下するもの 保健・福祉に関する専門的な見地からの審査を要しないもの</p> <p>(3) 医師等の報酬 審理のため診断その他の調査をした医師等に対する報酬の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。</p> <p>2 精神医療及び育成医療に係る過料規定の創設 法第8条1項の政令で定める医療(県が自立支援医療の給付の主体となる精神医療及び育成医療)に係る自立支援給付について、次の者に対し10万円以下の過料に処する。 障害者、保護者、配偶者その他その世帯に属する者に対する法第9条の報告の徴収に対して正当な理由なく拒否又は虚偽の答弁をした者 自立支援給付対象サービスを行う者等に対する法第10条の報告の徴収及び立入検査に対して正当な理由なく拒否又は虚偽の答弁をした者</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>障害者自立支援法(18年4月1日施行分)の概要</p> <p>1 障害福祉サービス(身体障害・知的障害・精神障害)を一元化し、サービス体系を再編</p> <p>(1) 障害福祉サービスは、障害者ごとに個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村が行う「地域生活支援事業(相談支援・コミュニケーション支援、日常生活用具の給付など)」に大別され、さらに「障害福祉サービス」は「介護給付」と「訓練等給付」に分別される。</p> <p>(2) 利用者は、市町村で障害程度区分の1次判定を受けた後、利用意向の聴取などを経て、自立支援給付費が支給決定される。</p> <p>2 利用者の負担制度を変更(応能負担からサービス量と所得に注目した負担へ)</p> <p>原則として、受けたサービスに要した費用に対して1割の定率負担(所得に応じて月額上限の設定)と、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担を求める。ただし、生活保護に陥らないように所得に応じた軽減措置を講じている。</p> <p>3 公費負担医療から自立支援医療へ</p> <p>精神通院医療・更生医療・育成医療の支給認定手続を一元化し、1割の定率負担(月額上限あり)と入院時食費療養費の自己負担を求めることになる。</p>	